

滝川地区広域消防事務組合119番映像通報システム運用に関する要綱

令和8年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、滝川地区広域消防事務組合119番映像通報システム(以下「映像通報」という。)の適正な運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 通報者等 119番通報者、周囲の協力者等をいう。
- (2) 映像通報 滝川地区広域消防事務組合消防指令センターに設置する映像通報端末及び通報者等のモバイル端末を利用して災害現場映像の送受信を行うことをいう。
- (3) モバイル端末 スマートフォン、タブレットその他のモバイル情報端末をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の定義は、滝川地区広域消防事務組合通信規程によるものとする。

(運用目的)

第3条 通信勤務員は、次の各号のいずれかに該当し、有効と判断したときは、映像通報を運用できるものとする。

- (1) 災害現場の状況及び概要の把握
- (2) 応急手当に対する口頭指導
- (3) 災害現場の特定

2 前項に規定するもののほか、通信勤務員が必要と認めたときは、映像通報を運用できるものとする。

(依頼要件)

第4条 通信勤務員は、通報者等に映像通報の協力を依頼するときは、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- (1) 通報者等の安全が確保されていること。
- (2) モバイル端末を所有していること。
- (3) 協力を同意していること。
- (4) 通信費用が自己負担となることについて承諾していること。

(映像通報の中止)

第5条 通信勤務員は、次の各号のいずれかに該当するときは、映像通報を中止しなければならない。

- (1) 通報者等の安全が確保できなくなったとき。
- (2) 被撮影者又は通報者等から撮影の中止を求められたとき。

(個人情報の保護)

第6条 映像通報から得た個人情報については、第3条に規定する運用目的以外に使用しないものとし、運用に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により、適正

に取り扱うものとする。

(運用の記録)

第7条 映像通報を運用した場合は、映像通報システム利用事案管理表(様式第1号)に記録しなければならない。

(映像記録の管理、利用及び保存)

第8条 消防本部警防課長は、映像通報の映像記録を厳重に管理し、外部等へ流出しないよう努めなければならない。

2 映像記録の保存期間は原則1か月とし、保存期間を経過した映像記録は直ちに消去しなければならない。ただし、所属長から火災調査等で利用するため映像記録を提供するよう依頼があった場合はこの限りではない。

3 所属長は、提供された映像記録を外部等へ流出しないよう管理し、利用目的を達成した映像記録は直ちに消去しなければならない。

(映像記録の外部への提供)

第9条 映像記録は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供してはならない。

(1) 災害等の状況及び原因を明らかにするために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた代理人又は捜査機関から提供を求められたとき。

(2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定により、捜査機関から犯罪捜査の目的として、文書により提供を求められたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、法令に基づき提供を求められたとき。

2 前項の規定により映像記録を外部に提供したときは、外部記録媒体持出し管理簿(様式第2号)に必要事項を記録し、保管するものとする。

3 第1項の規定により映像記録を外部に提供するときは、必要最小限度の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

(1) 映像記録は、加工又は複写をすることなく撮影時の状態にしておき、鍵のかかる場所に保管すること。

(2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。

(3) 目的を達成したとき又は目的が達成されないことが判明したときは、速やかに返却若しくは消去すること。

(個人情報の保護)

第10条 映像通報により得られた個人情報の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、滝川地区広域消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例・施行規則及び滝川地区広域消防事務組合セキュリティポリシーの定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。